

第1章 教育振興基本計画の目的

1 鹿嶋市の教育の将来像と基本目標

鹿嶋市では、平成24年3月に策定した「第三次鹿嶋市総合計画」を基に、平成28年度までの前期基本計画を推進してきました。平成29年度には、鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた「第三次鹿嶋市総合計画 後期計画」を策定し、市民や地域等が行政と共に新たな価値を創造する「共創のまちづくり」を掲げ、「子どもが元気 香る歴史とスポーツで紡ぐまち 鹿嶋」の実現に向け、まちづくりを進めています。

その中で、まちづくりを進めるにあたり最も大切にしなければならないこととして、総合計画の基本構想のなかで「ひとづくりの重要性」について掲げました。まちづくりの推進にあたり「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「ひとづくり」からはじまるといえます。そしてひとづくりを担うのは教育であり、まさに教育に力を入れることがまちづくりにつながるものといえます。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。およそ60年ぶりとなる大改正の主な内容は、教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築に加え、市長との連携の強化等が規定されたことです。具体的には、市長が主宰する「総合教育会議」が設置され、市長が教育行政を推進するための基本指針となる「教育大綱」を定めることとなりました。このことにより、市が一体となって教育施策を進める体制ができ、他の行政分野との連携など、より円滑に、より充実した教育行政の推進が期待できるものと考えられます。

平成28年3月に定められた「鹿嶋市教育大綱」では、教育の将来像として「地域が育て 地域で育ち 地域を創る 鹿嶋っ子」をスローガンに掲げ、以下の7つの基本方針を定めました。

- ①学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進
- ②豊かな学びを支える教育環境づくり
- ③子育てのための家庭教育への支援
- ④様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上
- ⑤伝統文化・芸術の振興
- ⑥ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ⑦教育における今日的な課題への対応

この7つの基本方針は、学校教育と社会教育、文化・スポーツ行政が一体となって推進すべき鹿嶋市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の指針であります。

鹿嶋市教育委員会では、国の「第2期教育振興基本計画」や茨城県教育振興基本計画「いばらき教育プラン」を参酌するとともに、「第三次鹿嶋市総合計画」、「鹿嶋市教育大綱」を踏まえ、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」を策定しました。

策定から5年が経過し、国の「第3期教育振興基本計画」や茨城県の「いばらき教育プラン」、鹿嶋市の「第三次鹿嶋市総合計画 後期基本計画」の策定を受け、本計画の見直しを行いました。

本計画では「教育大綱」の7つの基本方針と、市の教育目標として、「①ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう ②健康と安全の確保に努め 活力のある心を育てる ③郷土の理解を深め 郷土を愛する心を養う」を掲げ、豊かな創造性と思いやり、社会の一員として使命と役割を持って鹿嶋市を発展させる人材（財）となる「鹿嶋っ子」の育成を目指し、活力ある教育・文化の振興を図るための具体的な施策を定めるものです。

2 時代の要請を踏まえた家庭・学校・地域の教育力の向上

社会環境の変化に伴い、時代の要請は常に変化します。大人に比べ子どもはその社会環境の変化への順応力がある一方、良いものばかりではなく悪いものにも影響されてしまいます。改めて、人間形成の最も初期段階である就学前の幼児教育と子育て世代の親教育から、積極的に関わり、最も核となる家庭教育のあり方について特に力を入れる必要があります。

一方、世帯の少人数化等の家族構成の変化により、人間形成に最も重要な家族自体が脆弱化しつつあり、様々な社会生活上の課題に対処しきれなくなっている状況は否定できません。最小単位である家庭が支えきれなくなっている部分を担うために、「地域の教育力の向上」「地域が子育て世帯を支える体制」が求められています。

更に、近年のグローバル社会・情報化社会に対応するため、広い視野や情報活用能力を持つことが重要です。英語教育はもとより、国際感覚を醸成するために様々な異文化との交流体験が必要と考えます。しかも、正しい国際感覚を身につける素地として「郷土理解教育」は重要です。鹿嶋市、茨城県、日本を越えた学びと並行して、世界から鹿嶋市を見つめなおす学びは双方が影響し合い、一層鹿嶋市を支え、発展させる力の育成に有効と考えられます。

以上のような時代の変化、時代の要請に応えながら、健やかな体、豊かな心と地域を愛する心、国際感覚と郷土愛を身につけた子どもを家庭・学校・地域が連携し、大事に育てていきます。

3 「鹿嶋っ子」の理念

鹿嶋市市民憲章では、「わたしたちの鹿嶋市は 鹿島神宮のある歴史のまち 世界に開かれた鹿嶋港のあるまち 美しい自然に恵まれたまちです」と謳われています。この鹿嶋市で生まれ、学んだこと、住み働いたこと、つまり鹿嶋市で生活したことのある全ての人々が「鹿嶋っ子」と考えられます。

「鹿嶋っ子」にかかる記述は、平成16年度を初年度とする鹿嶋市教育基本計画において、『「鹿嶋っ子」の理念』として初めて整理されました。

《鹿嶋市教育基本計画より抜粋》

この「鹿嶋っ子」という表現によっておおよそどのような子ども像をイメージできるかを整理してみます。

それは一言で「地域的な固有性と世界に広がる開放性とを統合して生きようとする子ども」と表現できると思われます。このような表現で意味しようとしているものは、まず、鹿嶋の地域に生まれ、生活していることの固有性を尊重するとともに、地域の外の世界に対して積極的に関心を開いていくということです。そして、この二つの側面をそれぞれ拡大していくと同時に両者をどのように統合をして生きていくかを自分自身で決めていこうとすることであり、それができるようになることです。子どもたちは将来この地域の中で生きるもの、外の世界で生きるもの、あるいは双方を行き来するものなど多様な選択を自分自身の決断でしてほしいし、どのような生き方を選択しても地域的特性というものと外の世界に向けられた開放性とが、多様な形ではあろうが、結び合わさってほしいということでもあります。

その後、平成21年4月に策定しました『鹿嶋市教育基本計画（後期）』にて「鹿嶋っ子」について再定義しております。対象を子どもとした、以前の定義を一步拡大し、義務教育期間以後の年代も含め、幅広い年代を「鹿嶋っ子」の対象として計画を策定しました。

《鹿嶋市教育基本計画（後期）より抜粋》

「鹿嶋っ子の理念」～地域に根ざした人づくりのために～

「鹿嶋っ子」とは、広くいえば、鹿嶋市に根ざして生きている人すべてを意味します。理念という点を強調して言うならば、鹿嶋市の地域性を生かして自分の生き方を創造し、それによって地域の人々と豊かな生活を築いていこうとする人を意味します。「鹿嶋っ子」は「江戸っ子」と同じように子どもだけをさすものではありませんが、「人づくり」という点を強調するならば、地域に育まれてその資質と可能性を開花させ、これからの社会を担い築いていく個性豊かな子どもたちを意味します。

以上のことを踏まえ、今回、『第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画』を策定するにあたり、「鹿嶋っ子」を次のとおり定義します。

この鹿嶋市に住んだこと、学んだこと、働いたことにより、鹿嶋の歴史や風土、先人たちの心を十分に理解し鹿嶋を郷土の一つとする誇りを持ちつつ、他の地域の文化や価値観を理解のうえ多様な選択を自らの力で決断できる人、この鹿嶋市で生まれ育ったことを人格形成の土台として、自分の生き方を創造し、そのことによって地域の人たちと豊かな生活を築いていこうとする人を「鹿嶋っ子」と定義します。

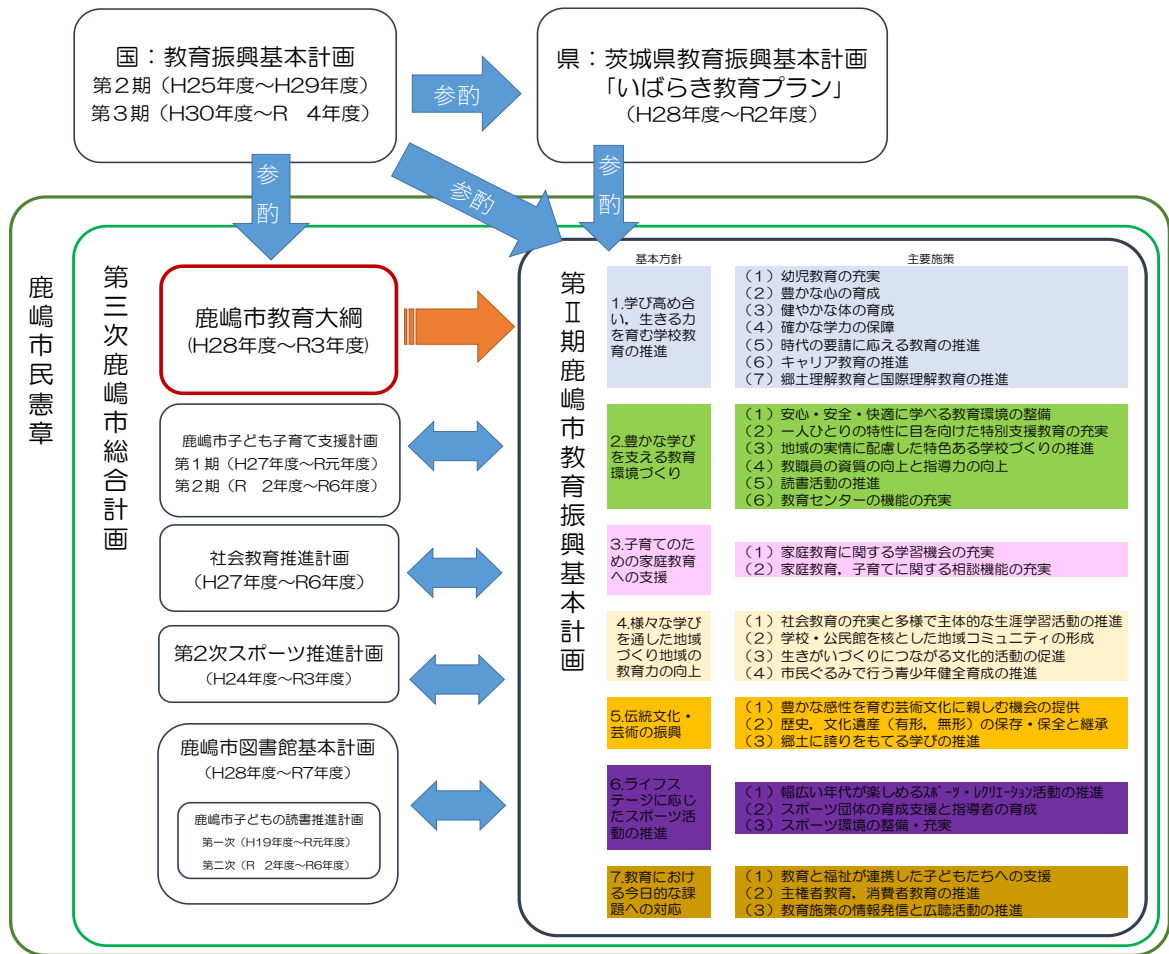
4 市民理解に根ざした「鹿嶋っ子」の育成

鹿嶋市に生活する人は、大人も子どももこの地域性の中で生活しており、「鹿嶋っ子の育成」に関し、『地域性・地域力』は最も重要なキーワードとなります。鹿嶋市に住んでいる、または住んでいたことを出発点にして、そこから自分の生活を築き、将来設計を考えることから、鹿嶋市における教育も、まず地域を見つめ、地域に根ざし、地域力を引き出す必要があります。

多様化、複雑化する教育への欲求、急激な社会環境の変化等々に対しこれを学校教育の現場だけで担っていくには限界があります。学校には学校の、家庭では家庭の、地域には地域の、それぞれの役割があり、その役割に応じたそれぞれの教育の理解が不可欠ですが、更にはそれぞれの横断的な連携が求められています。特に、構成員が少人数化している家庭教育の支援、及び多忙化する教職員への支援等に地域の方々の力なくしては対応できない状況です。

その理解をうながすためには、教育現状の情報発信など、開かれた教育環境づくりが重要となります。市民理解に根ざした教育こそ、社会全体で人づくりをしていく教育の本質であると考えます。

第Ⅱ期 鹿嶋市教育振興基本計画の位置づけ（後期）



「教育大綱」、「教育振興基本計画」の7つの柱

